指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 南宇和森林組合

法人番号: 1500005006742

住 所: 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲1534-1

2. 指名停止措置期間: 令和6年2月19日から令和6年3月18日まで(1ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲: 四国地方測量部管内

4. 事実概要:

南宇和森林組合は、令和5年5月、愛媛県南宇和郡愛南町内の山林での作業中において、作業員が4日以上休業する労災事故が発生したにもかかわらず、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったとして、同年12月21日、同組合及び組合参事が労働安全衛生法違反により罰金の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である南宇和森林組合の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措置要領	期間
1~14 略	略
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大 橋 秀 己 電話 029-864-4385 (直通) 総務部契約管理官 野 本 英 樹 電話 029-864-6870 (直通)